

## 令和 8 年度 支給認定申請・入園申し込みのてびき

支給認定申請及び入園申し込みに必要な事項を記載しています。内容をよく読んでお申し込みください。  
申し込みにあたっては、事前に施設を見学し、施設の環境、保育内容等を確認してください。



### 【問い合わせ先】

江北町教育委員会 こども教育課 子育て支援係  
TEL:0952-86-5623

## 1. 支給認定(教育・保育給付認定)について

保育所、認定こども園等を利用するためには、町から支給認定を受ける必要があります。支給認定には 3 種類あり、支給認定区分によって利用できる施設や時間が異なります。

### (1) 支給認定区分及び利用できる施設

保護者の状況(保育の必要性の有無)により以下のとおりとなります。

支給認定区分		保護者の状況	利用できる施設
保育が不要	1号認定	お子様が満3歳以上で、保育の必要性がなく、幼稚園等での教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園(教育部分)
保育が必要	2号認定	お子様が満3歳以上で、保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所 認定こども園(保育部分)
	3号認定	お子様が満3歳未満で、保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所 認定こども園(保育部分) 地域型保育事業所

### (2) 利用できる教育・保育施設の概要

町内にある施設区分は、『保育所』、『認定こども園』、『地域型保育事業所(小規模保育)』です。(P12)

施設区分	施設の概要		保育料
幼稚園	学校教育法に基づく教育施設で、満3歳から就学前の児童を対象とした、幼児教育を行う施設		無償
保育所	就労等の理由により、保護者に代わって保育を行う施設		【0歳～2歳児クラス】 保護者の所得と支給認定区分に応じて町が決定
認定こども園	幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設		
地域型保育事業所	家庭的保育	0歳～2歳児を対象に、家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5名以下)を対象にきめ細やかな保育を行う施設	
	小規模保育	0歳～2歳児を対象に、比較的小規模な環境(定員6名～19名)で、家庭的保育に近い雰囲気のもと保育を行う施設	【3歳～5歳児クラス】 無償
	事業所内保育	0歳～2歳児を対象に、会社内や事業所の近辺に用意された保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもの保育を一緒に行う施設	

※年齢はクラス年齢(4月1日現在)です。

※別途、施設により教材費等が必要な場合があります。

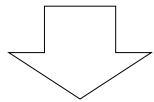


## 2. 支給認定申請・入園申し込みから入園まで

### (1) 施設利用までの流れ

#### 入園希望施設の見学

- 事前に施設に申し込み、お子様と一緒に見学に行く
- 園の雰囲気や保育の方針など、施設毎に異なります
- 自宅や職場等から施設への送迎ルートも確認しておく

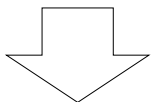


#### 1号認定希望の場合

#### 希望施設に入園を申し込む

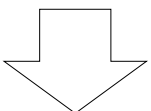
- 必要な書類を揃える
- 受付期間内に申し込む

**【注意】**必要な書類や受付期間は、施設にご確認ください。



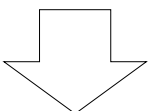
#### 施設で選考

- 施設の選定基準により利用者の選考が行われます



#### 入所内定となった場合

- 施設から入園の承諾
- 施設から入園説明会等の案内

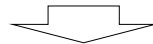


#### 入園(ならし保育から通常保育へ)

ならし保育とは…

入園後しばらくの間は、お子様が施設での生活に慣れるために短時間での保育(ならし保育)が行われます。お子様が新しい環境・集団生活にスムーズに慣れていくために、状況を見ながら保育時間を数時間から徐々に延ばしていきます。(入園前のならし保育ができません)

**【注意】**入園日は原則毎月1日です。また、ならし保育期間も保育料は通常通りとなります。



#### 2号・3号認定希望の場合

#### こども教育課へ入園を申し込む

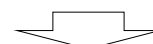
- 必要な書類を揃える(P6)
- 受付期間内に申し込む(P5)
- 第5希望まで希望を受け付けます



#### 町で利用調整

- 提出された書類により、町で定めた利用調整基準表のとおり点数を付け、基準点を基に優先度が高いと判断された児童から順に調整する(先着順ではありません)(P7)
- 希望施設に入園できなかった場合、他に入園可能な施設があればご案内
- 調整結果は文書にてお知らせ(発送予定日はP5参照)

**【注意】**利用調整は町が行うため、施設では判断できません。



#### 入所内定となった場合

- 町から『施設利用承諾通知書』を送付
- 施設から入園説明会等の案内

**【注意】**入園内定後にキャンセルすると、次回以降の選考の際の基準点が減点されます。



## (2)希望施設の選択・見学

保育指針や内容、設備、雰囲気などは、施設によって異なります。その場の雰囲気は直接、肌で感じないとなかなか分からないものです。実際に自分の目で見て、不明な点があれば質問して確かめることがとても重要です。施設の受入年齢、開所時間、延長保育実施の有無、延長保育時間などは必ず確認して、希望の施設を選択してください。

また、職場や自宅との移動手段や時間を確認すること、普段の送迎だけでなく、雨天の場合や緊急の場合の送迎方法についてもイメージしておきましょう。

入園内定後に、「開所時間が間に合わないことが判明した。」「想像していた雰囲気と違う。」などの理由でキャンセルしたいということにならないよう、申し込みの前に必ず各施設に直接連絡し、見学のための日程調整をして、お子様と一緒に見学をしてください。

※入園内定後にキャンセルすると、次回調整の際の基準点が減点されます。

### ➤ 障がいのあるお子様や配慮が必要なお子様

障がいのあるお子様や配慮が必要なお子様の受け入れは、「集団保育が可能であること」を条件としています。ただし、クラスの状況、保育士の配置等により、受け入れできない場合があります。

施設における与薬は原則行っておりません。どうしても必要のある場合には、見学の際、施設にご相談ください。

また、よりよい保育を利用していただくため、入園を検討されている段階で早めに希望する施設をお子様と一緒に見学して、受け入れの可能性を確認してください。

### ➤ 食物アレルギーや制限される食物があるお子様

食物アレルギーや宗教上の理由などにより制限される食物がある場合には、基本的に除去食や代替食による対応をしていますが、在園しているお子様のアレルギー対応の状況等により、受け入れできない場合があります。（施設によって受け入れ状況が異なります。また、場合によってはお弁当の持参を保護者にお願いすることがあります。）

入園を希望される場合は、見学時にアレルギー対応について各施設へご相談ください。

また、よりよい保育を利用していただくため、申し込み前に希望されている全ての施設をお子様と一緒に見学して、受け入れの可能性を確認してください。

## (3)申し込み受付期間及び結果通知発送予定日について(2号・3号認定)

➤ 令和8年4月から令和9年3月までの間に施設の利用を希望される方の申し込み受付期間  
⇒ 令和7年10月14日(火)から令和7年11月14日(金)まで

➤ 受付場所は、江北町教育委員会 こども教育課です。

※1号認定希望の場合は、各施設での受付となります。ご注意ください。

➤ 江北町では、入園希望月毎に受付期間を分けず、この期間に全ての申し込みを受け付けます。

➤ 受付期間終了後も随時受け付けを行います。期間内にお申し込みされた方を優先して利用調整を行います。

➤ 結果は文書で通知します。（施設利用承諾・不承諾のどちらかのお知らせとなります。）

➤ 結果通知発送予定日は、令和8年2月中旬となります。

➤ 申し込みが集中し利用調整に時間を要する場合には、結果通知の発送が遅れることがあります。

#### (4) 申し込みに必要な書類について(2号・3号認定)

ここでは、2号・3号認定に必要な書類を記載しています。

1号認定希望の場合は必要な書類が異なりますので、各施設にご確認ください。

書類の名称	書類の内容と注意事項
入園申込書兼支給認定申請書	申し込み児童 1人あたり 1枚
児童の保育・健康状況調査書	申し込み児童 1人あたり 1枚
支給認定申請及び入園申込に関する同意書兼誓約書	保護者氏名欄は <b>必ず自署</b> 申し込み児童 1人あたり 1枚 (きょうだい同時申込時は世帯で 1枚)
保育を必要とする事由の確認書類(下表参照)	保護者 1人につき 1部 【例】父・母ともに就労の場合 ⇒父・母それぞれの就労証明書を 1部ずつ

#### < 保育を必要とする事由の確認書類 >

保育を必要とする事由	書類の名称	書類の内容と添付書類
就労	1 会社等に勤務	就労証明書 事業主が作成 出産後、育児休業を取得している場合は、証明書に育児休業期間を記載
	2 自営業 (農林漁業等含む)	就労証明書 添付: 確定申告書等(写)
妊娠・出産	母子健康手帳(写)	母の氏名と分娩予定日がわかるページ
疾病または負傷	疾病・看護・介護申立書	添付: 診断書等(写)
障害	障害者手帳等(写)	氏名と障害の程度がわかるページ
看護・介護	疾病・看護・介護申立書	添付: 看護・介護される方の診断書等(写)
災害復旧	り災証明書等(写)	
求職活動	求職活動申立書	添付: ハローワーク受付票(写)
就学	在学申立書	添付: 在学証明書等(写)

### (5) 申し込み上の注意点について(2号・3号認定)

- 申込書や添付書類に不足や不備がある場合は、受付できません。提出前に今一度ご確認ください。
- 0歳児の受入月齢は各施設で異なります。
- 提出書類が事実と異なる場合は、入園内定・予定・決定・支給認定を取り消す場合があります。
- 申し込み後に保育を必要とする事由や世帯構成が変わった場合は、必ず届け出てください。  
(勤務先の変更、退職、妊娠・出産、育児休業の取得、離婚、結婚など)
- 入園申し込みは、毎年度必要です。(継続希望の場合も必要です。)

### (6) 住所地以外の施設を希望する場合について(2号・3号認定)

- 江北町在住で、町外の施設を希望する場合 申し込み先:江北町
  - ・施設入園の可否は施設が所在する市区町村が行います。
  - ・事前にご自身で、施設が所在する市区町村に入園申込締め切りなどをご確認ください。
- 町外在住で、江北町の施設を希望する場合 申し込み先:住所地の市区町村
  - ・住民登録がある市区町村を通じて申し込みの受付、入園の可否をお伝えいたします。
  - ・江北町在住の方が優先となります。
  - ・広域入所制度がない市区町村もあるので、住民登録のある市区町村にご確認ください。

## 3. 利用調整について(2号・3号認定)

保育所等の利用可能人数を上回る申し込みがあった場合は、保護者の状況等を点数化し、優先度が高いと判断された児童から入園を内定します。

<利用調整の例>

空き状況		希望者	点数	第1希望	第2希望	第3希望	選考結果
A施設	なし	Xさん	25点	A施設	記入なし	記入なし	⇒入園不承諾
B施設	1人	Yさん	23点	A施設	<b>B施設</b>	C施設	⇒B施設へ内定
C施設	1人	Zさん	20点	B施設	A施設	<b>C施設</b>	⇒C施設へ内定

- Xさんの場合
  - 第1希望:施設に空きがないため、入園不承諾となります。
- Yさんの場合
  - 第1希望:施設に空きがないため、入園不承諾となります。
  - 第2希望:1人分の空きがあり、Zさんより点数が高いため、B施設へ入園内定となります。
  - 第3希望:第2希望で入園内定となったため、調整は行いません。
- Zさんの場合
  - 第1希望:施設に1人分の空きがあるものの、Yさんより点数が低いため、入園不承諾となります。
  - 第2希望:施設に空きがないため、入園不承諾となります。
  - 第3希望:施設に1人分の空きがあり、Zさん以外の希望者がいないため、入園内定となります。

第1希望しか記入していない場合はその施設に空きがない時点で入園不承諾となります。新規で申し込みをされる方は、可能な限り第5希望まで記入されることをおすすめします。

## 4. 入園後の手続き

### (1) 支給認定期間について

- 支給認定には有効な期間があり、保育を必要とする事由による異なります。

保育を必要とする事由	支給認定期間
就労	就労期間
妊娠・出産	産前 1 か月から産後 2 か月まで
疾病または負傷	必要と認められる期間
障害	必要と認められる期間
看護・介護	看護・介護の期間
災害復旧	復旧期間
求職活動	最大 3 か月
就学	就学期間

### (2) 保育を必要とする事由や世帯構成が変わった場合

- 保育を必要とする事由や世帯構成が変わった場合は、必ず届け出てください。  
(勤務先の変更、退職、妊娠・出産、育児休業の取得、離婚、結婚など)

### (3) 保育必要量(保育時間)の変更

- 保育を必要とする事由や時間の長さに応じて標準時間認定、短時間認定を受けることとなりますが、勤務時間帯や送迎時間等により、恒常的に延長保育を利用しなければならない状況にある場合は、標準時間認定を申請することができます。

### (4) 転園について

- 原則として、町内施設間での転園は行っておりません。
- 転園を希望される場合は、翌年度の入園申し込みの際にその旨の申込書をご提出ください。  
ただし、新規申し込み扱いとなりますので、必ずしも希望通りに転園できるとは限りません。

### (5) 施設の退園について

- ご都合により退園する場合は、速やかに「保育実施解除申出書」をこども教育課に提出してください。  
退園日は、原則月末となります。(月途中での退園はできません。)
- 「保育実施解除申出書」の提出がない場合は、通園していない期間も保育料をお支払いいただきます。
- 保育の必要性がなくなった場合は、保育認定(2号・3号)での利用継続はできません。

### (6) 支給認定区分の変更について

- 1号認定で認定こども園を利用しており、保護者が保育を必要とする事由に該当(就労など)するようになったため2号認定への変更を希望される場合は、保育を必要とする事由の確認書類(P6参照)をご準備いただき、こども教育課で手続きを行ってください。
- 2号認定で認定こども園を利用しており、1号認定への変更を希望される場合は、施設にご相談ください。

## 5. 利用者負担額(保育料等)について

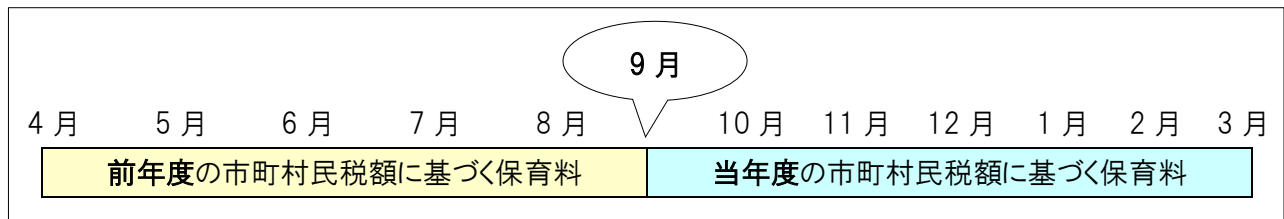
教育認定(1号認定)の満3歳児以上、保育認定(2号・3号認定)の3歳児クラス以上及び0歳児から2歳児クラスの市町村民税非課税世帯は無償化の対象となります。

### (1) 保育料について

- 保育料は、児童の安全・健康・給食及び施設設備の充実など、児童を衛生的な環境で健やかに育成するために必要な費用の一部(保護者負担分)となります。
- 施設によっては基本となる保育料のほか、教材費などの実費負担や、各施設が独自に質の向上を図る上で必要となる追加の負担額が生じる場合があります。

### (2) 保育料の算定方法について

- 保育料は児童を養育している扶養義務者の市町村民税(住宅借入金等の税額控除前のもの)に基づき算定します。(P11「江北町階層別利用者負担額基準表」参照)
- 4月から8月は前年度の市町村民税、9月から3月は当年度の市町村民税に基づき算定します。



- 税情報が確認できない場合(未申告等)
  - ・最高階層で仮決定します。
- 離婚した場合(離婚後も同居している場合除く)
  - ・変更の届出日の翌月から保育料等の変更を行います。
  - ・離婚調停中はそれを証明する公的な書類(裁判所の証明や期日呼出状など)をご提出ください。
- 祖父母と同居している場合
  - ・児童の父母ともに市町村民税所得割額が非課税かつ父母の収入がどちらも103万円未満の場合は、世帯分離等に関わらず同居する祖父母等の市町村民税額により保育料を算定します。
- 婚姻した場合
  - ・婚姻日の翌月から新たな保護者(婚姻相手)の市町村民税額を合算して算定します。
- 年度途中で3歳の誕生日を迎えた場合でも、その年度中の保育料は変わりません。

### (3) 保育料の軽減制度について

- 在籍児童が保育認定(2号・3号認定)を受けている場合、教育・保育施設等を利用する就学前のお子様についてカウントし、第2子が半額、第3子が無償となります。

出生順	1人目	2人目	3人目
ケース1	5歳:第1子無償	2歳:第2子半額	0歳:第3子無償
ケース2	小学生	2歳:第1子全額	0歳:第2子半額
ケース3	小学生	小学生	0歳:第1子全額

※年齢はクラス年齢(4月1日現在の年齢)です。

- きょうだいで利用する施設が異なる(支給認定区分が異なる)場合も、カウントの方法は同じです。

- 多子計算の年齢制限の撤廃による軽減

市町村民税所得割額が 57,700 円未満の世帯は、生計を一にする最年長のお子様を第 1 子とし、第 2 子が半額、第 3 子が無償となります。

出生順	1 人目	2 人目	3 人目
ケース 1	5 歳:第 1 子無償	2 歳:第 2 子半額	0 歳:第 3 子無償
ケース 2	小学生	2 歳:第 2 子半額	0 歳:第 3 子無償
ケース 3	小学生	小学生	0 歳:第 3 子無償

※年齢はクラス年齢(4 月 1 日現在の年齢)です。

- ひとり親世帯等に係る軽減

市町村民税所得割額が 77,101 円未満のひとり親世帯等は、生計を一にする最年長のお子様を第 1 子とし、第 2 子以降が無償となります。

#### (4) 保育料の納付について

- 保育事業の運営において、保育料の納入は不可欠なものです。期限内の納付をお願いします。
- 保育料の納付方法等については入園施設によって異なります。

**保育所**： 保育料の納付は江北町に行います

納付書または口座振替でのお支払いとなります。

- 納付書・・・毎月中旬に郵送します。金融機関窓口またはコンビニエンスストアでお支払いください。
- 口座振替・・・毎月月末にご指定の金融機関の口座から引き落とします。

[利用できる金融機関]

佐賀銀行、佐賀共栄銀行、九州ひぜん信金、佐賀西信組、佐賀県農協、ゆうちょ銀行

[手続きの場所]

指定口座の金融機関窓口

[必要なもの]

指定口座の預貯金通帳、金融機関のお届け印

**認定こども園・地域型保育事業所**： 保育料の納付は施設に行います

施設毎に納付方法が異なります。詳しくは施設にご確認ください。

#### (5) 保育料を滞納された場合

- 毎月の納期にお支払いがなかった場合は『督促状』または『催告書』が届きます。
- 勤務先、自宅へ電話や調査を行います。
- 児童手当からの徴収や、給料等の差押(滞納処分)を行う場合があります。
- 理由なく滞納が続く場合、退園していただく場合があります。

## 江北町階層別利用者負担額基準表(1号認定)

階層区分	市町村民税所得割額	利用者負担額		
		満3歳以上児	主食費	副食費
第1階層	生活保護受給世帯	0円	実費徴収	免除
第2階層	市町村民税非課税世帯 (所得割額非課税世帯含む)	0円		
第3階層	77,100円以下	0円		
第4階層	77,101円以上 211,200円以下	0円		徴収
第5階層	211,201円以上	0円		

## 江北町階層別利用者負担額基準表(2号・3号認定)

階層区分	市町村民税所得割額	利用者負担額					
		3歳未満児		3歳以上児			
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	主食費	副食費
第1階層	生活保護受給世帯	0円	0円	0円	0円	実費徴収	免除
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円				
第3階層	48,600円未満	15,000円	14,800円				
	48,600円未満 (ひとり親世帯等)	6,800円	6,800円				
第4-1階層	48,600円以上 57,700円未満	18,000円	17,600円				
	48,600円以上 77,101円未満 (ひとり親世帯等)	6,800円	6,800円				
第4-2階層	57,000円以上 97,000円未満	24,000円	23,600円				
	77,101円以上 97,000円未満 (ひとり親世帯等)	24,000円	23,600円				
第5-1階層	97,000円以上 121,000円未満	28,000円	27,400円				
第5-2階層	121,000円以上 145,000円未満	32,000円	31,400円				
第5-3階層	145,000円以上 169,000円未満	36,000円	35,400円				
第6-1階層	169,000円以上 213,000円未満	40,000円	39,000円				
第6-2階層	213,000円以上 257,000円未満	44,000円	43,000円				
第6-3階層	257,000円以上 301,000円未満	50,000円	49,000円				
第7-1階層	301,000円以上 349,000円未満	54,000円	52,800円				
第7-2階層	349,000円以上 397,000円未満	54,000円	52,800円				
第8階層	397,000円以上	54,000円	52,800円				

※年齢はクラス年齢(4月1日現在)です。

## 6. 町内の教育・保育施設について

### ➤ 保育所

施設名	所在地・連絡先	教育定員	保育定員	受入可能年齢
江北保育園	江北町大字山口 1184 番地 1 TEL:0952-86-4350	—	100 人	1 歳～5 歳

### ➤ 認定こども園

施設名	所在地・連絡先	教育定員	保育定員	受入可能年齢
えいりんじこども園	江北町大字上小田 2378 番地 TEL:0952-86-5271	15 人	100 人	0 歳～5 歳
江北ひかりこども園	江北町大字佐留志 2024 番地 1 TEL:0952-65-1070	15 人	117 人	0 歳～5 歳
ひとのねこども園	江北町大字山口 1866 番地 1 TEL:0952-37-1238	15 人	45 人	0 歳～5 歳

### ➤ 地域型保育事業所(小規模保育)

施設名	所在地・連絡先	教育定員	保育定員	受入可能年齢
小規模保育所 なのはな	江北町大字山口 2018 番地 1 TEL:0952-86-4317	—	19 人	0 歳～2 歳
ニチイキッズ こうぼく保育園	江北町大字佐留志 2001 番地 TEL:0952-86-2367	—	19 人	0 歳～2 歳

※年齢はクラス年齢(4 月 1 日現在)です。

## 7. よくある質問

Q1) 受付期間内に申し込みをしていますが、事情が変わったため保育所等へ入所させたいと考えています。空きがある施設はありますか？

A1) こども教育課へご連絡ください。その時点での空き状況を回答いたします。なお、あくまでその時点での空き状況ですので、申し込みをされるまでの間に空気がなくなる場合があります。

Q2) ○○保育園に空きがあると聞きました。後日申し込みをしますので、入所を予約できませんか？

A2) 申し込み前に入所を予約することはできません。お早めに申し込みを行ってください。

Q3) 子どもが 3 歳になりました。保育料が無償化になるのはいつからですか？

A3) 保育料の無償化は、3 歳になった翌年度 4 月分からです。

Q4) 9 月から保育料が高くなりました。なぜですか？

A4) 保育料は、8 月分までは前年度の市町村民税額(前々年中の給料等)によって算定され、9 月分からは当年度の市町村民税額(前年中の給料等)によって算定されます。前々年中に育児休業等を取得していないかご確認ください。

Q5) 保育標準時間で預けることになっているので、その時間はずっと預けてもいいですか？

A5) 保育施設は、保護者が就労等により家庭保育ができない場合に、保護者に代わり保育をする施設です。仕事が終わったら、できるだけ速やかにお迎えをお願いいたします。